



# のぼりべつ 民児協だより

登別市民生委員児童委員協議会  
事務局 登別市社会福祉協議会内  
電話 / 0143-88-0860

第3号

令和7年(2025年)2月1日発行

民生委員・児童委員はあなたの相談相手です

心配ごと、悩みごと、ひとりで抱えていませんか？



令和6年5月12日に行われた民生委員児童委員の日の活動状況です。市民の皆様にも民生委員を広く知っていただき民生委員の成り手不足解消の為に市内の6地区の民児協が同時に活動をおこないました。

## 民生委員・児童委員とは：

「民生委員」は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。

また、全ての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行っています。様々な生活上の心配事や相談に応じて、必要な支援が受けられるよう地域の専門機関に“つなぐ”パイプ役を担っています。

あなたも地域の身近な相談相手として活動してみませんか？



こんにちは  
主任児童委員です



イメージキャラクター  
ミンジー

(東京都民生児童委員連合会作成)

主任児童委員とは：

子どもや子育てに関することを専門に担当  
する児童委員が主任児童委員です。

市内6地区で計12人が活動しています。

## 子どもの権利条約 4つの柱

子どもの権利条約は1989年に国連総会で採択され

日本は1994年に批准しました



(差別のないこと)

差別されない権利(第2条)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や  
国籍、性、意見、障がい、経済状況などどん  
な理由でも差別されず、条約の定めるすべての  
権利が保障されます。



(子どもにとって最もよいこと)

子どもの最善の利益(第3条)

子どもに関することが決められ、行われる時  
は、「その子どもにとって最もよいことは何  
か」を第一に考えます。



(命を守られ成長できること)

生命、生存および発達への権利(第6条)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれ  
た能力を十分に伸ばして成長できるよう、医  
療、教育、生活への支援などを受けることが  
保障されます。



(子どもが自由に意見が言えること)

子どもの思いと気持ちの尊重(第12条)

子どもは自分に関係のある事柄について自由  
に意見を表すことができ、おとなはその意見  
を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



主任児童委員の活動内容(一例)

「ピンクシャツ大作戦in登別」  
への参加  
(偏見・差別・いじめをなくする活動)

子ども相談室との情報交換  
 要保護児童対策会議  
(教員・市担当者・主任児童委員での協議)

登下校時の見守り・挨拶運動  
 見守り対象家庭の訪問  
 子ども食堂の手伝い

学校行事への参加  
(入学式・卒業式・運動会・発表会)  
 ヤングケアラーへの対策